



目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (3件) (〃)	1
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (2件) (建築指導課)	1
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	1
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日の定め (12・9 掲示)	2

告 示

高知県告示第761号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 萩中須崎
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字櫓ノ木畑663番2から	前	4.6	140
		7.9	
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字妙見668番4まで	後	6.7	140

18.1

高知県告示第762号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 萩中須崎
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町貝ノ川床鍋字櫓ノ木畑663番2から 高岡郡津野町貝ノ川床鍋字妙見668番4まで	140	令和7年12月23日

高知県告示第763号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南国
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市篠原宇宮ノ林884番5地先から 南国市篠原宇南大窪1710番6まで	557	令和7年12月23日

高知県告示第764号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 葦ヶ峠丸
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡樽原町井高634番1	9	令和7年12月23日

高知県告示第765号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から指定構造計算適合性判定機関の住所の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第414号 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任) の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

1中「神奈川県横浜市中区山下町22番地」を「神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号」に改める。

高知県告示第766号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年10月高知県告示第570号 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任) の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

3の(2)中「東京都中央区日本橋二丁目12番6号」を「東京都中央区日本橋二丁目12番9号」に改める。

公 告

令和7年12月3日付けをもって高知赤十字病院労働組合執行委員長島内恵子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

令和7年12月10日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

- 事件 賃上げ要求について
- 日時 令和7年12月16日午前8時30分以降

3 場所  
高知赤十字病院

4 争議行為の概要  
組合員全員によるストライキの実施

~~~~~

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。  
令和7年12月23日  
高知県知事 濱田 省司

1 取消し年月日  
令和7年12月23日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
島内 祥宏  
二級建築士  
高知県知事登録第3597号

3 取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第85号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和8年1月18日執行予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。  
令和7年12月9日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司  
令和8年1月8日。ただし、年齢については、令和8年1月18日